

# 国立大学法人九州大学職域限定職員就業規則

平成29年度九大就規第22号  
施行：平成30年 3月30日  
最終改正：令和 4年 9月30日  
(令和4年度九大就規第13号)

## (趣旨)

第1条 この規則は、職域限定職員の勤務条件、服務規律その他の就業に関する基本的事項について、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において「職域限定職員」とは、就業の場所及び従事する業務を限定し、恒常的かつ定型的な業務に従事する者をいう。

## (選考の方法)

第3条 職域限定職員の採用のための選考は、職務に必要な能力を有する者のうちから、経歴評定及び面接考査等により行う。

## (職種及び職務)

第4条 職域限定職員の職種は、職域限定専門職員（教室系）、職域限定専門職員（事務系）、職域限定専門職員（技術系）、職域限定一般職員（教室系）、職域限定一般職員（事務系）、職域限定一般職員（技術系）とする。

2 職域限定職員の職務は、職種に応じてそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

### (1) 職域限定専門職員

- イ（教室系） 専門的な資格等を必要とする教育研究診療等の特定の部門等における管理運営業務及び連絡調整業務等
- ロ（事務系） 専門的な資格等を必要とし、事務組織における国立大学法人九州大学事務・技術系職員人事規程（平成16年度九大就規第9号）（以下「人事規程」という。）第3条第1項第1号に規定する職務
- ハ（技術系） 専門的な資格等を必要とし、事務組織等における人事規程第3条第1項第2号ロ、ニ又はホに規定する職務

### (2) 職域限定一般職員

- イ（教室系） 教育研究診療等の特定の部門等における管理運営業務及び連絡調整業務等
- ロ（事務系） 事務組織における人事規程第3条第1項第1号ロ又はハに規定する職務
- ハ（技術系） 事務組織等における人事規程第3条第1項第2号ロ、ハ又はニに規定する職務

## (職域限定職員の区分)

第5条 職域限定職員は、雇用形態によりフルタイム職員及び短時間勤務職員に区分する。

## (雇用期間)

第6条 職域限定職員の雇用期間は、3年を限度とする。

- 2 前項の雇用期間を更新することが必要と認められる場合は、更新することがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、職域限定職員の雇用期間の限度となる日は、就業通則第15条第1項本文に定める定年による退職の日を超えることはできないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別な事情により九州大学（以下「本学」という。）が必要と認める者にあつては、65歳に達した日以後における最初の3月31日まで雇用することがある。

第6条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、事務組織において、就業通則第12条第1項第1号に該当し休職中の職員又は休職から復帰し復職支援を行う部署に配置された職員（以下「休職職員等」という。）の業務を処理する者の雇用期間は、休職職員等の休職期間等の範囲内又は休職期間末日を含む事業年度の範囲内とする。

2 前項の雇用期間が休職職員等の休職期間等に満たない場合にあつては、前項に規定する範囲内において、その雇用期間を更新することがある。

3 前項の更新の有無は、雇用期間満了日の少なくとも30日前までには通知する。

第6条の3 第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、就業通則第39条に規定する育児休業の適用を受ける者（以下「育児休業職員」という。）の業務を処理するため、期間を定めて雇用される者（以下「育休等代替職員」という。）の雇用期間は、育児休業職員の育児休業期間又は当該育児休業職員に係る国立大学法人九州大学女性職員の保護措置に関する規程（平成16年度九大就規第25号。以下「女性職員保護措置規程」という。）第3条第1項及び第4条第1項に規定する期間の範囲内とする。ただし、女性職員保護措置規程第3条第1項及び第4条第1項に規定する期間内において雇用される育休等代替職員の雇用期間は、6月の範囲内とする。

2 育休等代替職員の雇用期間が育児休業期間に満たない場合にあつては、当該期間の範囲内において、その雇用期間を更新することがある。ただし、本学における雇用期間は、引き続き5年を超えることができない。

3 前項の更新の有無は、雇用期間満了日の少なくとも30日前までには通知する。

（退職）

第7条 職域限定職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、職域限定職員としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認された場合
- (2) 雇用期間が満了し、更新しない場合
- (3) 本人が死亡した場合又は行方不明となり家族が同意した場合
- (4) その他退職事由が発生した場合

（解雇）

第8条 職域限定職員の責に帰すべき事由により、雇用契約を継続することが困難になった場合は、解雇することがある。

（解雇制限）

第9条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上の負傷又は疾病の療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前の職域限定職員が、女性職員保護措置規程第3条第1項の規定により休業する期間
- (3) 産後の職域限定職員が、女性職員保護措置規程第4条第1項の規定により休業する期間及びその後30日間

（解雇予告）

第10条 第8条の規定により職域限定職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に規定する平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて解雇を行う場合は、この限りでない。

（給与）

第11条 職域限定職員の給与については、国立大学法人九州大学職域限定職員給与規程（平成29年度九大就規第31号）で定める。

（勤務時間等）

第12条 職域限定職員の所定の勤務時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) フルタイム職員 1日につき7時間45分、1週間につき38時間45分
- (2) 短時間勤務職員 次に掲げるいずれかとし、採用の際、短時間勤務職員ごとに個別の通知で定める。
  - イ 1日につき6時間、1週間につき30時間
  - ロ 1日につき4時間、1週間につき20時間

2 職域限定職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) フルタイム職員
  - 始業時刻 8時30分
  - 終業時刻 17時15分
  - 休憩時間 12時00分から13時00分まで
- (2) 短時間勤務職員
  - 採用の際、短時間勤務職員ごとに個別の通知で定める。
- 3 前項第1号の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、業務の実態等により、別に定める時刻及び時間とすることがある。
- 4 前2項の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、業務運営の都合により、予告の上、変更することがある。
- 5 休日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、フルタイム職員については、第4号の規定を適用しない。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
  - (4) その他指定する日
- 6 事業場の職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを労働基準監督署へ届け出た場合においては、前4項若しくは国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第19号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。）第8条に規定する所定の勤務時間又は休日にかかわらず、当該協定の定めるところにより所定の勤務時間を延長し、又は休日に勤務させる。
- 7 前6項に定めるもののほか、職域限定職員の勤務時間等に関し必要な事項については、勤務時間、休暇等規程で定める。

（年次有給休暇）

第13条 職域限定職員は、次の各号に定めるとおり、年次有給休暇を受けることができる。

- (1) 雇用の日から6月間継続勤務をし、かつ、全勤務日の8割以上出勤した場合、6月を超えて継続勤務する日（以下「6月経過日」という。）から次の1年間に、10日の年次有給休暇を受けることができる。ただし、次号及び第3号の規定により、年次有給休暇を受けた場合は、その日数を差し引くものとする。
- (2) 前号本文の規定にかかわらず、雇用の日に、次の表の雇用期間の区分に応じ、同表の右欄に定める日数の年次有給休暇を受けることができる。

雇用期間	日数
6月以上	5日
5月以上6月未満	4日
4月以上5月未満	3日
3月以上4月未満	2日
2月以上3月未満	1日
1月以上2月未満	0日

- (3) 就業通則第2条2項により6月に満たない期間で雇用され、当該雇用期間満了後に引き続き当該期間を超えて雇用期間を更新される場合であって、当該雇用期間の全勤務日の8割以上出勤したときは、前号の規定を準用する。この場合において、同号中「雇用の日」とあるのは「更新の日」と、「雇用期間」とあるのは「更新後の雇用期間」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、別に定める。
- 2 職域限定職員は、前項の規定により、雇用の日以後最初に年次有給休暇を受けた日（以下「初回付与日」という。）から1年以上継続勤務した場合、次の表の左欄に掲げる初回付与日から起算した継続勤務期間の区分に応じ、当該期間を超えて継続勤務する日（以

下「基準日」という。)から次の1年間に、同表の右欄に定める日数の年次有給休暇を受けることができる。ただし、基準日より前の1年間において出勤した日が全勤務日の8割未満であった場合は、この限りでない。

初回付与日から起算した継続勤務期間	日数
1年	11日
2年	12日
3年	14日
4年	16日
5年	18日
6年以上	20日

- 3 職域限定職員は、年次有給休暇を使用しようとするときは、あらかじめ時季を指定して請求する。ただし、事業の正常な運営に支障があるときは、職域限定職員の指定した時季を変更することがある。
- 4 第1項又は第2項の規定により6月経過日又は基準日に年次有給休暇を10日以上(6月経過日にあつては、第1項第2号及び第3号の規定により受けた年次有給休暇の日数を含む。)受けた職域限定職員に対しては、前項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇を付与したそれぞれの日から1年以内に、その年次有給休暇日数のうち5日について、職域限定職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職域限定職員が前項の規定により年次有給休暇を使用した場合においては、当該使用日数分を5日から控除するものとする。
- 5 職域限定職員は、当該年に新たに受けた年次有給休暇の全部又は一部を使用しなかった場合は、その残日数を当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 6 年次有給休暇は有給とし、通常の勤務時間勤務した場合における通常の給与を支給する。
- 7 年次有給休暇の使用の単位は、1日又は半日とする。ただし、過半数代表者との書面による協定を締結した場合においては、当該協定で定めるところにより1時間を単位として使用することができる。  
(年次有給休暇以外の休暇)

第14条 職域限定職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる期間の休暇を受けることができる。

- (1) 職域限定職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合(被選挙権の行使を除く。)で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 職域限定職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 職域限定職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (4) 職域限定職員が地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (5) 職域限定職員の親族(勤務時間、休暇等規程第19条第1項第9号の表の親族の欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職域限定職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 勤務時間、休暇等規程第19条第1項第9号の表の日数の欄に定める連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)
- (6) 職域限定職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年の7月から9月(病院に所属する職員(病院長が必要と認める者に限る。))にあつては、6月から

- 12月)までの期間内における休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
- (7) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))の子を含む。)を養育する職域限定職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、又はその子に予防接種や健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことを申し出た場合 当該子が1人の場合は1暦年において5日、当該子が2人以上の場合は1暦年において10日の範囲内の期間
- (8) 生後1年に達しない子を育てる職域限定職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (9) 職域限定職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (10) 配偶者が出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産に係る子が1歳に達する日までの期間にある職域限定職員が、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (11) 職域限定職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次に掲げる者(以下「対象家族」という。)の介護、対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族の必要な世話のため勤務しないことを申し出た場合 当該対象家族が1人の場合は1暦年において5日、当該対象家族が2人以上の場合は1暦年において10日の範囲内の期間
- イ 配偶者  
ロ 父母  
ハ 子  
ニ 配偶者の父母  
ホ 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- (12) 職域限定職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間
- (13) 職域限定職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該職員の配偶者が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの2日の範囲内の期間
- (14) 職域限定職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
- (15) 地震、水害、火災その他の災害により職域限定職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職域限定職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- (16) 職域限定職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1暦年において5日(当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては10日)の範囲内の期間
- 2 前項の休暇は有給とし、通常の勤務時間勤務した場合における通常の給与を支給する。
- 3 職域限定職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる期間の休暇を受けることができる。
- (1) 職域限定職員が業務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しない

ことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

- (2) 職域限定職員（6月以上の期間を定めて雇用されている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。） 1事業年度において10日の範囲内の期間
- 4 前項に定める休暇は、無給とする。ただし、通院の事実が分かる書類の提出により、前項第2号に定める休暇の期間のうち3日の範囲内の期間について有給とすることができる。

（表彰）

第15条 職域限定職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰する。

- (1) 業務遂行上、職員の模範として推奨すべき行為があった場合
- (2) 業務上特に顕著な功績があった場合
- (3) その他表彰に値する場合

（表彰を受ける者）

第16条 前条第1号に該当し、表彰する職域限定職員は、次のいずれかの表彰基準を満たす者とする。

- (1) 他の職員の自己啓発に繋がるなど、特に真摯な態度で業務を行う者
  - (2) 前号に相当する者
- 2 前条第2号に該当し、表彰する職域限定職員は、次のいずれかの表彰基準を満たす者とする。
- (1) 業務の成果が社会に対して特に貢献のあった者
  - (2) 前号に相当する者

（表彰の日）

第17条 表彰の日は、本学記念日とする。

（表彰を受ける者の推薦）

第18条 第16条の表彰を受ける者の推薦の期日は、前年度分について毎年4月10日とする。ただし、別の定めがある場合は、この限りでない。

（社会保険等の適用）

第19条 フルタイム職員は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の適用を受けるものとする。

- 2 短時間勤務職員が、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者となる資格があるときは、必要な手続を行う。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大就規第20号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第10号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第25号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大就規第1号）

この規則は、令和2年6月1日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

附 則（令和2年度九大就規第20号）

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

- 1 令和2年4月2日から同年9月30日までに雇用され、令和2年10月1日以降も引き続き雇用される職域限定職員については、この規則による改正後の国立大学法人九州大学職域限定職員就業規則第13条第1項第2号に規定する雇用期間に応じて年次有給休暇を受けることができる日を令和2年10月1日とする。

附 則（令和2年度九大就規第38号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大就規第18号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第13号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。